

第3回宮城県教育振興審議会における意見について

項目名	ページ	委員意見（素案に対する意見）	中間案における記載内容（案）等
第3章 本県教育の目指す姿 2 計画の目標	P.25 ②	・「社会の一員として」という文言はすごく大事であるので目標に表記してほしい。（加藤委員）	・目標1の説明文において、社会の一員として生きていく上で必要なことなどの説明を記載しました。
	P.25 ④	・目標2において「夢の実現に向けて自ら学び」とあるが、「夢」というよりも「志」の実現を求めてもよいのではないか。（加藤委員）	・目標2に「志」を加えて「夢や志の実現に向けて自ら学び」と記載しました。
第4章 施策の展開 1 施策の全体体系	P.28 ⑤	・イメージ図について、学校・家庭・地域のどこが志教育を担当するのか分かりづらいので整理したほうがよい。（川島副会長）	・「子どもに関わる取組」と「子どもに関わる取組を支える基盤」に分けて、イメージ図を整理しました。
	—	・10年間の数値目標をどのように設定するかが、重要なポイントになってくる。（山田委員） ・全体体系が系列化されたことで、責任の所在を設定しやすい作りになっている。（平川会長）	・基本方向ごとに目標指標を設定し、目標値及び担当課室を明記する予定です。
2 施策の基本方向 基本方向1 豊かな人間性と社会性の育成	P.32 ⑦	・命を大切に教育等の「等」の部分を確認にし、「互いに尊重し合う心」を打ち出してはどうか。（丸山委員）	・道徳教育の目的として「命の大切さ」とともに「互いに尊重し合う心」、「思いやりの心」及び「社会の一員としての規範意識」を記載しました。
	P.34 ⑩	・リテラシー教育について、情報リテラシー以外に、メンタルヘルスリテラシー教育を記載してほしい。（高橋委員）	・基本方向1（3）「いじめ・不登校等への対応、心のケアの充実」において、心の健康に関する教育について記載しました。
基本方向2 健やかな体の育成	P.36 ⑬	・「体を動かす楽しさを感じる取組」という表現は一般的に難しい。「楽しく運動ができる取組」と違いはあるのか。（川向委員）	・内容や目的は同じであることから、「楽しく運動ができる取組」と記載しました。
	P.37	・学校給食の行事食で花祭りを祝うなど、食育からも文化や伝統を学ぶ機会があれば良いと思う。（川向委員）	・学校給食の活用などにより、食を通じた文化・伝統の学習を進めていきます。

項目名	ページ	委員意見（素案に対する意見）	中間案における記載内容（案）等
基本方向2 健やかな体の育成	P.38 ⑩	・食育の推進において、家庭に向けた食の大切さに関する情報発信を加えると、実効性のあるものになるのではないか。（川島副会長）	・食育の推進の取組の一つとして、情報発信の推進を記載しました。
基本方向3 確かな学力の育成	P.40 ⑪	・小学校段階からの外国語活動の推進に関して、外国語指導助手の十分な配置は難しいと思うので、ビデオ学習の推進を行った方が現実的ではないか。（松良委員）	・外国語活動の取組として、教員研修や外国語指導助手の適切な配置に加えて、「デジタル教材の活用」を記載しました。
	P.40 ⑫	・情報化社会の中で、子どもたちの情報活用能力を高める教育を行っていく意思表示をぜひしてほしい。また、ICT教育を進めるに当たっては、推進だけではなく検証も必要である。（川島副会長）	・情報活用能力を身に付け主体的に学び・考え・行動する児童生徒の育成について記載しました。
基本方向4 幼児教育の充実	P.59 ⑬⑭	・親や家庭がどうするかという部分まで踏み込むのかどうか、連携以前の問題があるように感じている。（渡邊委員）	・基本方向9「家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり」において、方向性の中で「家庭の役割」及び「家庭の教育力を支える環境づくり」について記載しました。
		・家庭への教育を強めていくことについて、方法としては難しいところがあると思うが、非常に大事なポイントである。（平川会長）	
	P.43 ⑮	・家庭の役割として、学ぶ土台づくりの場として家庭があってほしいので、誤解のないように表現してほしい。（川島副会長）	・家庭の役割として「学ぶ土台づくりの場」を明記しました。
	P.43 ⑯	・親としての学びと育ちは、幼児教育の中にしっかり入っている認識であるので、文言を検討してほしい。（佐藤委員）	・家庭教育支援として、「親としての『学び』と『育ち』の支援」を明記しました。
	P.59 ⑰	・「親のみちしるべ」参加型学習を記載してはどうか。（星委員）	・基本方向9（1）「家庭の教育力を支える環境づくり」において、「宮城県版親の学びのプログラム『親のみちしるべ』を活用した研修会の開催」を記載しました。

項目名	ページ	委員意見（素案に対する意見）	中間案における記載内容（案）等
基本方向5 多様な個性に対応したきめ 細かな教育の推進	P.45 ⑳	・文科省から出された、課題を抱えた子どもたちが小さい頃から社会に参加するまでの一貫したカルテという概念について記載してほしい。(村上委員)	・カルテという概念として「個別の支援情報に関する資料の活用」を記載しました。
	P.39 ⑱	・特別な才能がある子どもたちとか、もっと伸びていく可能性のある子どもたちについての記載も必要ではないか。(今村委員)	・基本方向3(1)「基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長」において、「優れた才能や個性を伸ばす教育」を記載しました。
	P.47 ㉑	・合理的配慮という文言は、10年後に向けて非常に重要なキーワードになる。(村上委員)	・「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」など、障害者差別解消法に対する理解啓発について記載しました。
基本方向6 郷土を愛する心と社会に貢 献する力の育成	P.25 ③	・震災の体験を意義付けていく、そこからの学びを強さに変えていくような観点を、方向性に盛り込めないか。(今村委員)	・目標1の説明文において、「震災の経験を、自分を見つめ直す機会ととらえ、自己の成長につなげていく」ことを記載しました。
	P.48 ㉒	・「自分が暮らす地域への誇りや愛着」の育成とあるが、震災のため元の地区に戻れない家庭もあり、厳しいと感じた。(川向委員)	・自分が暮らす地域に限定せず、「地域への誇りや愛着」を育むことを記載しました。
	P.49 ⑩	・世の中の流れや将来的にどのような職業人として世の中に貢献していくのが良いのか考えながら教育していく必要がある。(山田委員)	・地域の産業界のニーズを踏まえ、人材育成を行っていくことを記載しました。
基本方向7 命を守る力と共に支え合う 心の育成	P.51 ㉓	・防災だけではなく、社会をもっと柔軟で強いものにするという意識を持てる子どもや大人になってほしいという願いを、項目として加えてはどうか。(村上委員)	・基本方向7の方向性において、「安全安心な社会づくりに貢献する心」を育むことを記載しました。
基本方向8 安心して学べる教育環境づ くり	P.54 ㉔	・教員の資質能力の中で、子どもたちの育ちや心の様子などに深い認識を持つことについても記載してほしい。(村上委員)	・方向性において、教員の資質能力に関して「子どもたちに対する教育的愛情や深い理解」を記載しました。

項目名	ページ	委員意見（素案に対する意見）	中間案における記載内容（案）等
基本方向8 安心して学べる教育環境づくり	P.46 ②⑥	・教員の資質能力だけではなく、指導の上で必要な前提となる情動的なサポートについての記載があると良い。(今村委員)	・基本方向5(2)「個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり」において、特別支援教育担当者の実践的指導力の向上と併せて「情動的サポート」を記載しました。
	P.55	・教職員の意欲を向上させる部分について、何か重点的に取り組むことはできないか。(木村委員)	・教職員の表彰制度のほか、引き続き教職員の意欲向上の取組について検討していきます。
	P.56 ③⑥	・総合的な子どもの貧困対策においても、保健福祉部門と教育部門との連携を記載することで、充実したものになる。(高橋委員)	・総合的な子どもの貧困対策の推進において「保健福祉部門と教育部門との緊密な連携」を記載しました。
基本方向9 家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり	P.59 ④⑩	・幼児から小学校の段階まで安心して子どもを預けることができるなど、特に母親を支える視点が入ることで、男女共同参画を可能にする教育体系とも言うことができ、広がりや深みが出てくる。(平川会長)	・子どもを育てる環境づくりにおいて「男女共同参画の視点」及び「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」について記載しました。
	P.60 ④⑪	・家庭と学校がより良い関係を築くことは、とても大きな大切な柱なので、家庭と学校との関係についても記載してほしい。(増田委員)	・家庭・地域・学校の相互理解と、より良い関係づくりについて記載しました。
	P.61 ④⑫	・スマートフォン等の問題は、幼児期からの家庭環境に影響するので、家庭(親)に対するICT教育の必要性を感じている。(川向委員)	・家庭に対するICT教育の一環として、「児童生徒や保護者への携帯・スマートフォンの利用に係るフィルタリング設定等の普及啓発」を記載しました。
	P.61 ④⑬	・放課後児童クラブ等に関して、様々な困難を抱えた子どもたちが入ってきていることなどを踏まえ、整備だけではなく「充実」、「支援」という考えを入れてほしい。(村上委員)	・子どもたちの安全・安心な居場所づくりにおいて、放課後児童クラブ等の計画的な整備とともに「質の向上と機能の充実」を記載しました。
	P.61 ④⑭	・「犯罪の発生しにくいまちづくり」の部分については、文章を教育的なものにしてはどうか。(星委員)	・「犯罪の発生しにくい、安全で安心なまちづくり」とし、取組内容を記載しました。

項目名	ページ	委員意見（素案に対する意見）	中間案における記載内容（案）等
基本方向10 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進	P.63 ④⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」といった表記の順番が統一されていないので、何を最初に持つてくるかということを考えてはどうか。（佐藤委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習とスポーツ活動において、「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」の順番に統一しました。
	P.49 ②⑨	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護と活用については、基本方向6「郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成」において、特に活用の部分を強調して記載してはどうか。（川島副会長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化財の保護と活用」の項目の記載か所を移し、基本方向6（2）に記載しました。
	P.65 ④⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツという限定はせずに、どなたでもできるスポーツという概念でアダプテッドというほうが、これから先を見据えると適切ではないか。（村上委員，山内委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢や性別，障害の有無を問わず，県民の誰もが参加できる「アダプテッド・スポーツ」の普及・強化について記載しました。